

～ 小規模事業者の方が使える補助金情報 ～

平成30年度第2次補正 小規模事業者持続化補助金

経営計画に基づいて実施する販路開拓等の取り組みに対し

最大50万円を上限に補助金（補助率：2/3）が出ます。

間もなく公募が始まります。

平成31年3月末現在のところ、政府内での手続きや公募条件等の設計協議が続いており、詳細な時期・内容等について調整が行われております。内容が固まり次第 当所ホームページ等でご案内いたしますのでこまめなチェックをお願いします。

同補助金については、日本商工会議所による特設ウェブサイトが設置されます。

補助金の概要、公募要綱、申請の流れ、申請様式等について大きな変更は無いと思われまますので、ご参考までにも、前年の特設ウェブサイト「日本商工会議所 平成29年度補正予算 小規模事業者持続化補助金 <https://h29.jizokukahojokin.info/>」をご一読ください。

（この他、経営計画の作成事例や採択者実践事例もPDFでご確認いただけます。）

昨年、持続化補助金を申請した会員事業所は9事業所で、このうち5事業所が採択を受けました。

同補助金が採択されるためには、経営計画書・補助事業計画書の作成が非常に重要なポイントとなります。また申請には、当所が発行する事業支援計画書の添付が必要ですので、補助金獲得をお考えの事業者の方は、お早めに中小企業相談所へご相談ください。

～小規模事業者持続化補助金の主な内容～

- ◆補助対象者 小規模事業者
- ◆対象となる事業 経営計画に基づき、商工会議所の支援を受けながら実施する販路開拓等のための事業
 - 《対象となる取り組みの例》
 - 新たな顧客層の取り込みを狙い、チラシを作成・配布
 - 集客を図るため店舗のユニバーサルデザイン化
 - 新たな販路を求め、国内外の展示会へ出展
 - 新たな市場を狙って商品パッケージのデザインを一新
 - ホームページの開設やネット販売システムの構築、管理システムの導入
- ◆補助率・補助額
 - ・補助率補助対象経費の2/3以内
 - ・補助額上限50万円

お問合せ 羽島商工会議所 中小企業相談所 (392-9664)

e-mail info@hashima-cci.or.jp